

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 248.9 ha	<p>中原区下小田中 6 丁目地内において、箇所番号 1 2 2 を廃止する。</p> <p>高津区二子 3 丁目地内において、箇所番号 1 4 0 を廃止する。</p> <p>高津区溝口 1 丁目地内において、箇所番号 1 4 1 を廃止する。</p> <p>高津区二子 6 丁目地内において、箇所番号 1 4 2 を廃止する。</p> <p>高津区久末地内において、箇所番号 2 6 4、2 6 7 及び 2 9 0 を廃止する。</p> <p>高津区北見方 2 丁目地内において、箇所番号 3 0 9 を廃止する。</p> <p>高津区新作 2 丁目地内において、箇所番号 3 8 0 を廃止する。</p> <p>宮前区有馬 6 丁目地内において、箇所番号 5 5 を廃止する。</p> <p>宮前区平 1 丁目地内において、箇所番号 2 4 4 を廃止する。</p> <p>宮前区土橋 7 丁目地内において、箇所番号 3 0 8 を廃止する。</p> <p>宮前区野川台 1 丁目地内において、箇所番号 3 5 7 を廃止する。</p> <p>宮前区南野川 1 丁目地内において、箇所番号 3 8 4 及び 4 4 5 を廃止する。</p> <p>宮前区水沢 2 丁目地内において、箇所番号 6 1 1 を廃止する。</p> <p>宮前区南野川 2 丁目地内において、箇所番号 6 7 6 を廃止する。</p> <p>宮前区犬蔵 2 丁目地内において、箇所番号 7 5 8 を廃止する。</p> <p>多摩区菅 2 丁目地内において、箇所番号 9 1 を廃止する。</p> <p>多摩区菅北浦 4 丁目地内において、箇所番号 1 3 9 を廃止する。</p> <p>多摩区菅仙谷 2 丁目地内において、箇所番号 1 4 8 を廃止する。</p> <p>多摩区堰 2 丁目地内において、箇所番号 1 9 2 を廃止する。</p> <p>多摩区長尾 4 丁目地内において、箇所番号 2 2 1 を廃止する。</p> <p>多摩区宿河原 6 丁目地内において、箇所番号 5 8 0 を廃止する。</p> <p>麻生区片平 5 丁目地内において、箇所番号 6 5 を廃止する。</p> <p>麻生区上麻生 7 丁目地内において、箇所番号 8 6 及び 8 7 を廃止する。</p> <p>麻生区細山 6 丁目地内において、箇所番号 3 1 0 を廃止する。</p> <p>幸区小倉 1 丁目地内において、箇所番号 1 を縮小する。</p> <p>高津区北見方 1 丁目地内において、箇所番号 7 8 を縮小する。</p> <p>高津区久末地内において、箇所番号 2 8 6 及び 3 9 4 を縮小する。</p> <p>高津区上作延 1 丁目地内において、箇所番号 3 2 6 を縮小する。</p> <p>宮前区犬蔵 2 丁目地内において、箇所番号 1 1 8 及び 7 3 9 を縮小する。</p> <p>宮前区南野川 1 丁目地内において、箇所番号 3 7 8 を縮小する。</p>

面積	備考
約 248.9 ha	<p>宮前区初山 1 丁目地内において、箇所番号 4 6 8 を縮小する。 宮前区初山 2 丁目地内において、箇所番号 4 8 8 を縮小する。 宮前区東有馬 4 丁目地内において、箇所番号 5 5 9 を縮小する。 多摩区生田 8 丁目地内において、箇所番号 3 9 を縮小する。 多摩区宿河原 6 丁目地内において、箇所番号 8 7 を縮小する。 多摩区菅 3 丁目及び菅城下地内において、箇所番号 1 5 1 を縮小する 多摩区菅 5 丁目及び菅 6 丁目地内において、箇所番号 5 7 2 を縮小する。 麻生区岡上 3 丁目地内において、箇所番号 3 6 を縮小する。 麻生区片平 4 丁目地内において、箇所番号 5 9 を縮小する。 幸区南加瀬 2 丁目地内において、箇所番号 5 を拡大する。 高津区久末地内において、箇所番号 2 7 2 を拡大する。 宮前区東有馬 1 丁目地内において、箇所番号 4 9 3 を拡大する。 多摩区菅馬場 2 丁目地内において、箇所番号 1 7 3 を拡大する。 多摩区中野島地内において、箇所番号 2 6 6 を拡大する。 麻生区五力田 3 丁目地内において、箇所番号 2 0 1 を拡大する。 高津区千年及び子母口地内において、箇所番号 4 1 9 を追加する。 宮前区神木 2 丁目地内において、箇所番号 8 0 9 を追加する。 宮前区水沢 3 丁目地内において、箇所番号 8 1 0 を追加する。 多摩区登戸地内において、箇所番号 5 9 6 を追加する。</p>
	合計箇所 1,582

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成30年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、基本施策の一つであるみどりの空間づくりに位置付けられております。また、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する市街化区域内の一団の優良な農地について、生産緑地地区への指定を推進し、長期的な保全を図るとともに、緑地・環境、福祉・教育、レクリエーション、防災などの多面的な機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進し、多様な主体との連携による活用を図ることとしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の区域の追加及び拡大をするものです。

また、指定から30年経過あるいは、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなったことを理由とし、市への買取りの申し出及び他の農業従事者への斡旋がなされましたが、所有権移転が行われなかったため、行為制限が解除されたものや、公共施設等の敷地の用に供されたものについて、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。

新 旧 対 照 表

新旧の別	面 積	備 考
新	約 <u>248.9</u> ha	箇所数 <u>1,582</u>
旧	約 <u>252.6</u> ha	箇所数 <u>1,606</u>
増減	-3.7 ha	箇所数 -24

都市計画を定める土地の区域

1 追加する部分

なし

2 削除する部分

川崎市 高津区 溝口1丁目、二子6丁目及び北見方2丁目地内
多摩区 菅2丁目及び菅北浦4丁目地内

3 変更する部分

川崎市

幸区

小倉1丁目及び南加瀬2丁目地内

中原区

下小田中6丁目地内

高津区

二子3丁目、久末、新作2丁目、北見方1丁目、上作延1丁目、千年及び子母口地内
宮前区

有馬6丁目、平1丁目、土橋7丁目、野川台1丁目、南野川1丁目、水沢2丁目、南野川2丁目、犬蔵2丁目、初山1丁目、初山2丁目、東有馬1丁目、東有馬4丁目、神木2丁目及び水沢3丁目地内

多摩区

菅仙谷2丁目、堰2丁目、長尾4丁目、生田8丁目、宿河原6丁目、菅3丁目、菅城下、菅5丁目、菅6丁目、菅馬場2丁目、中野島及び登戸地内

麻生区

片平5丁目、上麻生7丁目、細山6丁目、岡上3丁目、片平4丁目及び五力田3丁目地内

経緯書

川崎都市計画生産緑地地区

都市計画決定（変更）の経緯

平成 3 年 4 月 2 6 日	生産緑地法改正
平成 3 年 6 月 2 1 日	都市計画決定（川崎市告示第 2 5 5 号）
平成 3 年 9 月 1 0 日	改正生産緑地法施行
平成 4 年 1 1 月 1 3 日	都市計画変更（川崎市告示第 3 3 1 号）
平成 5 年 8 月 1 1 日	都市計画変更（川崎市告示第 3 4 8 号）
平成 5 年 1 2 月 2 4 日	都市計画変更（川崎市告示第 4 8 3 号）
平成 6 年 1 2 月 2 2 日	都市計画変更（川崎市告示第 3 8 7 号）
平成 7 年 1 2 月 2 6 日	都市計画変更（川崎市告示第 4 4 5 号）
平成 8 年 1 2 月 2 6 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 2 2 号）
平成 9 年 1 2 月 2 6 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 1 0 号）
平成 1 0 年 1 2 月 2 5 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 5 3 号）
平成 1 1 年 1 2 月 2 4 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 1 1 号）
平成 1 2 年 1 2 月 7 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 2 5 号）
平成 1 3 年 3 月 3 0 日	都市計画変更（川崎市告示第 1 3 3 号）
平成 1 3 年 1 2 月 2 7 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 3 3 号）
平成 1 4 年 1 2 月 1 7 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 1 9 号）
平成 1 5 年 1 2 月 1 5 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 4 6 号）
平成 1 6 年 1 2 月 2 0 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 0 9 号）
平成 1 7 年 1 2 月 2 1 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 4 1 号）
平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 6 0 号）
平成 1 9 年 1 2 月 2 7 日	都市計画変更（川崎市告示第 7 2 0 号）
平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日	都市計画変更（川崎市告示第 7 1 2 号）
平成 2 1 年 1 2 月 2 1 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 5 2 号）
平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 6 5 号）
平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日	都市計画変更（川崎市告示第 7 0 2 号）
平成 2 4 年 1 1 月 2 1 日	都市計画変更（川崎市告示第 7 0 5 号）
平成 2 5 年 1 2 月 4 日	都市計画変更（川崎市告示第 7 9 2 号）
平成 2 6 年 1 2 月 3 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 4 3 号）
平成 2 7 年 1 2 月 3 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 0 5 号）
平成 2 8 年 1 2 月 5 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 8 7 号）

平成29年12月5日	都市計画変更（川崎市告示第604号）
平成30年8月9日	都市計画変更（川崎市告示第456号）
平成30年11月29日	都市計画変更（川崎市告示第635号）
令和元年11月20日	都市計画変更（川崎市告示第367号）
令和2年11月26日	都市計画変更（川崎市告示第637号）
令和3年12月2日	都市計画変更（川崎市告示第595号）
令和4年11月14日	都市計画変更（川崎市告示第596号）
令和5年4月12日	都市計画変更（川崎市告示第229号）
令和5年11月28日	都市計画変更（川崎市告示第580号）

今回の都市計画変更の経緯

令和5年11月13日～ 生産緑地地区指定申し出受付期間

令和5年12月15日

令和6年9月3日～ 法定縦覧

令和6年9月17日

令和6年10月29日 都市計画審議会

令和6年10月31日 告示